

## 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2023 年 2 月 27 日

株式会社東京通信

2023 年 2 月 27 日

## 吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号  
株式会社東京通信  
代表取締役社長 CEO 古屋 佑樹

当社は、2023 年 2 月 22 日付で株式会社 TT（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社のインターネットメディア事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

### 1. 吸収分割契約書

別紙 1 に記載のとおりです。

### 2. 分割対価の相当性に関する事項

#### （1）吸収分割により承継会社が当社に交付する株式の数

本件分割に際し、承継会社は新たに株式 8,900 株を発行し、その全てを当社に対して割当交付いたします。

当社が本件分割に際して交付される株式の数につきましては、当社が承継会社の全株式を保有しており、かつ、本件分割に際して承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されるところ、両社の協議により決定したものであり、相当であると判断しています。

#### （2）吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額

本件分割により変動する承継会社の資本金及び準備金の額につきましては、本件分割後における承継会社の事業の内容並びに当社から承継する資産及び負債の額を考慮し、会社計算規則第 37 条又は第 38 条に定めるところに従って決定するものであり、相当であると判断しています。

### 3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

承継会社は、2023年1月31日に成立した会社であるため、最終事業年度はありません。承継会社の設立の日における貸借対照表の内容は別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません

- (3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 当社

本件分割後、当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

- (2) 承継会社

本件分割後、承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。



## 吸収分割契約書

株式会社東京通信（以下「甲」という。）及び株式会社ＴＴ（以下「乙」という。）は、インターネットメディア事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第１条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

#### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社東京通信

住所：東京都港区六本木三丁目２番１号

#### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社ＴＴ

住所：東京都港区六本木三丁目２番１号

### 第２条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- 第１項の規定にかかわらず、本件承継対象権利義務の範囲は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
- 第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

### 第３条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際し、前条に定める権利義務の対価として、甲に対して乙の株式 8,900 株を交付する。

### 第４条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 37 条又は第 38 条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

### 第５条（効力発生日）

効力発生日は、2023 年 4 月 1 日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（競業禁止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙は協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議の上、これを決定する。

（以下、余白とする。）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年2月22日

(甲) 株式会社東京通信  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
代表取締役社長 CEO 古屋 佑樹



(乙) 株式会社TT  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
代表取締役社長 横山 佳史



(別紙)

#### 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、その他の権利義務を甲から承継する。なお、2022年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、同日以降に通常の業務の範囲内で行われる本件事業に係る業務の執行及び財産の管理により生じた変更を反映したものとする。

#### 1. 承継される資産

##### (1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

売掛金、貯蔵品、前払費用、預け金及びその他の流動資産

##### (2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

工具器具及び備品、ソフトウェア及びその他の固定資産

#### 2. 承継される負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

買掛金、未払金、預り金及びその他の流動負債

#### 3. 承継される契約上の地位及び権利義務

本件事業に属する取引基本契約、業務委託契約その他本件事業に係る一切の契約（雇用契約は除く。）における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、上記1.および2.により乙に承継されない資産又は負債に係る契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務は除く。

#### 4. 承継される雇用契約等

本件分割において、甲の従業員（正社員、契約社員、パート社員、嘱託社員等を含む。）の雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づき発生する一切の権利義務は乙に承継されない。

#### 5. 承継される許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、登録、届出等のうち、法令等上承継可能なもの

#### 6. その他

承継対象権利義務のうち、甲及び乙が協議の上合意したものについて、又は、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

#### 6. その他

承継対象権利義務のうち、甲及び乙が協議の上合意したものについて、又は、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であり、当社は同社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は当社に対し対価の交付はいたしません。

#### (2) 承継会社の成立の日に係る計算書類等の内容

承継会社は、2023年1月31日に成立した会社であるため、最終事業年度はありません。承継会社の設立の日における貸借対照表の内容は次のとおりです。

(単位：千円)

| 資 産 の 部        |       | 負 債 の 部     |       |
|----------------|-------|-------------|-------|
| 科 目            | 金 額   | 科 目         | 金 額   |
| 流動資産<br>現金及び預金 | 1,000 | 負債の部合計      | —     |
|                |       | 純 資 産 の 部   |       |
|                |       | 株主資本<br>資本金 | 1,000 |
| 資産の部合計         | 1,000 | 負債及び純資産合計   | 1,000 |

#### (3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

#### (4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

## 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2023 年 2 月 27 日

株式会社東京通信

2023 年 2 月 27 日

## 吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号  
株式会社東京通信  
代表取締役社長 CEO 古屋 佑樹

当社は、2023 年 2 月 22 日付で株式会社スマートプロダクト（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社のプラットフォーム事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

### 1. 吸収分割契約書

別紙 1 に記載のとおりです。

### 2. 分割対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であり、当社は同社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は当社に対し対価の交付はいたしません。

### 3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

### 5. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

- （1）最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容  
承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙 2 のとおりです。
- （2）最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継会社の成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容  
該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容  
該当事項はありません。

7. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社

本件分割後、当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

(2) 承継会社

本件分割後、承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

以上

## 吸収分割契約書

株式会社東京通信（以下「甲」という。）及び株式会社スマートプロダクト（以下「乙」という。）は、プラットフォーム事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

#### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社東京通信

住所：東京都港区六本木三丁目2番1号

#### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社スマートプロダクト

住所：東京都港区南青山一丁目20番2号乃木坂ビジネスコート1F

### 第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 第1項の規定にかかわらず、本件承継対象権利義務の範囲は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

### 第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、効力発生日において、甲の完全子会社であり、甲が乙の株式すべてを保有しているの  
で、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当等の対価を支払わない。

### 第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により乙の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により  
必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

#### 第7条（競業避止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙は協議の上、これを行うものとする。

#### 第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議の上、これを決定する。

（以下、余白とする。）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年2月22日

(甲) 株式会社東京通信  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
代表取締役社長 CEO 古屋 佑樹



(乙) 株式会社スマートプロダクト  
東京都港区南青山一丁目20番2号  
乃木坂ビジネスコート1F  
代表取締役社長 村松 正隆



(別紙)

## 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、その他の権利義務を甲から承継する。なお、2022年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、同日以降に通常の業務の範囲内で行われる本件事業に係る業務の執行及び財産の管理により生じた変更を反映したものとする。

### 1. 承継される資産

#### (1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

売掛金、前払費用及びその他の流動資産

#### (2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

工具器具及び備品、ソフトウェア及びその他の固定資産

### 2. 承継される負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

買掛金、未払金、前受金及びその他の流動負債

### 3. 承継される契約上の地位及び権利義務

本件事業に属する取引基本契約、業務委託契約その他本件事業に係る一切の契約（雇用契約は除く。）における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、上記1.および2.により乙に承継されない資産又は負債に係る契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務は除く。

### 4. 承継される雇用契約等

本件分割において、甲の従業員（正社員、契約社員、パート社員、嘱託社員等を含む。）の雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づき発生する一切の権利義務は乙に承継されない。

### 5. 承継される許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、登録、届出等のうち、法令等上承継可能なもの

### 6. その他

承継対象権利義務のうち、甲及び乙が協議の上合意したものについて、又は、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

# 決算報告書

(第 4 期)

自 2021年 1月 1日  
至 2021年 12月 31日

株式会社スマートプロダクト

東京都渋谷区渋谷一丁目 8 番 3 号

# 貸 借 対 照 表

2021年 12月 31日 現在

株式会社スマートプロダクト

(単位：円)

| 資産の部       |            | 負債の部       |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 科 目        | 金 額        | 科 目        | 金 額        |
| 【流動資産】     |            | 【流動負債】     |            |
| 普通預金       | 27,839,847 | 買掛金        | 20,170,563 |
| 売掛金        | 26,884,299 | 未払金        | 1,317,780  |
| 前払費用       | 8,690      | 未払消費税      | 604,200    |
| 未収法人税等     | 384,300    | 流動負債合計     | 22,092,543 |
| 流動資産合計     | 55,117,136 | 【固定負債】     |            |
| 【固定資産】     |            | 繰延税金負債     | 39,535     |
| (投資その他の資産) |            | 固定負債合計     | 39,535     |
| 敷金保証金      | 21,900     | 負債合計       | 22,132,078 |
| 投資その他の資産合計 | 21,900     |            |            |
| 固定資産合計     | 21,900     |            |            |
|            |            | 純資産の部      |            |
|            |            | 科 目        | 金 額        |
|            |            | 【株主資本】     |            |
|            |            | 資本金        | 9,000,000  |
|            |            | 【利益剰余金】    |            |
|            |            | (その他利益剰余金) | 24,006,958 |
|            |            | 繰越利益剰余金    | 24,006,958 |
|            |            | 利益剰余金合計    | 24,006,958 |
|            |            | 株主資本合計     | 33,006,958 |
|            |            | 純資産合計      | 33,006,958 |
| 資産合計       | 55,139,036 | 負債純資産合計    | 55,139,036 |

# 損 益 計 算 書

自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日

株式会社スマートプロダクト

(単位：円)

| 科 目          | 金 額        |            |
|--------------|------------|------------|
| 【売上高】        |            |            |
| 売上高          | 27,123,506 |            |
| 売上高合計        |            | 27,123,506 |
| 売上総利益        |            | 27,123,506 |
| 【販売費及び一般管理費】 |            | 15,567,002 |
| 営業利益         |            | 11,556,504 |
| 【営業外収益】      |            |            |
| 受取利息         | 275        |            |
| 営業外収益合計      |            | 275        |
| 営業外費用合計      |            | 0          |
| 経常利益         |            | 11,556,779 |
| 特別利益合計       |            | 0          |
| 特別損失合計       |            | 0          |
| 税引前当期純利益     |            | 11,556,779 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,755,241  |            |
| 法人税等調整額      | 243,922    |            |
| 法人税等合計       |            | 2,999,163  |
| 当期純利益        |            | 8,557,616  |

# 販売費及び一般管理費明細書

自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日

株式会社スマートプロダクト

(単位：円)

| 科 目          |           |  |  | 金 額       |            |
|--------------|-----------|--|--|-----------|------------|
| 広 告 宣 伝 費    | 給 料 手 当   |  |  | 67,574    |            |
| 法 定 福 利 費    | 業 務 委 託 費 |  |  | 9,366,000 |            |
| 通 信 手 数 費    | 支 払 手 数 料 |  |  | 27,012    |            |
| 租 税 公 課      | 支 払 報 酬   |  |  | 1,668,000 |            |
|              |           |  |  | 28,580    |            |
|              |           |  |  | 3,944,985 |            |
|              |           |  |  | △149      |            |
|              |           |  |  | 465,000   |            |
| 販売費及び一般管理費合計 |           |  |  |           | 15,567,002 |

# 株主資本等変動計算書

自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日

株式会社スマートプロダクト

(単位：円)

|         | 株主資本      |              |             |            | 純資産合計      |             |
|---------|-----------|--------------|-------------|------------|------------|-------------|
|         | 資本金       | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 |            |             |
|         |           | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |            |             |
|         |           |              |             |            |            | 繰越利益<br>剰余金 |
|         |           |              |             |            |            |             |
| 当期末残高   | 9,000,000 | 15,449,342   | 15,449,342  | 24,449,342 | 24,449,342 |             |
| 当期変動額   |           |              |             |            |            |             |
| 当期純利益   |           | 8,557,616    | 8,557,616   | 8,557,616  | 8,557,616  |             |
| 当期変動額合計 | 0         | 8,557,616    | 8,557,616   | 8,557,616  | 8,557,616  |             |
| 当期末残高   | 9,000,000 | 24,006,958   | 24,006,958  | 33,006,958 | 33,006,958 |             |

## 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2023 年 2 月 27 日

株式会社東京通信

2023 年 2 月 27 日

## 吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号  
株式会社東京通信  
代表取締役社長 CEO 古屋 佑樹

当社は、2023 年 2 月 22 日付で株式会社テクノロジーパートナー（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社のインターネット広告事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

### 1. 吸収分割契約書

別紙 1 に記載のとおりです。

### 2. 分割対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であり、当社は同社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は当社に対し対価の交付はいたしません。

### 3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

### 5. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容  
承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙 2 のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません

- (3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容  
該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容  
該当事項はありません。

7. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社

本件分割後、当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

(2) 承継会社

本件分割後、承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

以上

## 吸収分割契約書

株式会社東京通信（以下「甲」という。）及び株式会社テクノロジーパートナー（以下「乙」という。）は、インターネット広告事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

#### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社東京通信

住所：東京都港区六本木三丁目2番1号

#### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社テクノロジーパートナー

住所：東京都港区六本木三丁目2番1号

### 第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 第1項の規定にかかわらず、本件承継対象権利義務の範囲は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

### 第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲の完全子会社であり、甲が乙の株式すべてを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当等の対価を支払わない。

### 第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により乙の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（競業避止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙は協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議の上、これを決定する。

（以下、余白とする。）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年2月22日

(甲) 株式会社東京通信  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
代表取締役社長 CEO 古屋 佑樹



(乙) 株式会社テクノロジーパートナー  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
代表取締役社長 長谷川 智耶



(別紙)

## 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、その他の権利義務を甲から承継する。なお、2022年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、同日以降に通常の業務の範囲内で行われる本件事業に係る業務の執行及び財産の管理により生じた変更を反映したものとする。

### 1. 承継される資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産  
売掛金及びその他の流動資産

### 2. 承継される負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債  
買掛金、未払金、預り金及びその他の流動負債

### 3. 承継される契約上の地位及び権利義務

本件事業に属する取引基本契約、業務委託契約その他本件事業に係る一切の契約（雇用契約は除く。）における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、上記1.および2.により乙に承継されない資産又は負債に係る契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務は除く。

### 4. 承継される雇用契約等

本件分割において、甲の従業員（正社員、契約社員、パート社員、嘱託社員等を含む。）の雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づき発生する一切の権利義務は乙に承継されない。

### 5. 承継される許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、登録、届出等のうち、法令等上承継可能なもの

### 6. その他

承継対象権利義務のうち、甲及び乙が協議の上合意したものについて、又は、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

# 決算報告書

(第 6 期)

自 2022年 1月 1日  
至 2022年 12月 31日

株式会社テクノロジーパートナー

東京都港区六本木3-2-1

## 貸借対照表

2022年 12月 31日

(当期会計期間末)

株式会社テクノロジーパートナー

(単位：円)

[illegible]

# 損 益 計 算 書

自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社テクノロジーパートナー

(単位：円)

| 科 目                     | 金 額         |             |
|-------------------------|-------------|-------------|
| 【 売 上 高 】               |             |             |
| 売 上 高                   | 187,453,144 |             |
| 売 上 高 合 計               |             | 187,453,144 |
| 【 売 上 原 価 】             |             |             |
| 広 告 原 価                 | 138,196,487 | 138,196,487 |
| 売 上 総 利 益               |             | 49,256,657  |
| 【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】 |             | 63,190,994  |
| 営 業 利 益                 |             | △13,934,337 |
| 【 営 業 外 収 益 】           |             |             |
| 受 取 利 息                 | 945         |             |
| 雑 収 入                   | 9,600       |             |
| 営 業 外 収 益 合 計           |             | 10,545      |
| 営 業 外 費 用 合 計           |             | 0           |
| 経 常 利 益                 |             | △13,923,792 |
| 特 別 利 益 合 計             |             | 0           |
| 特 別 損 失 合 計             |             | 0           |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |             | △13,923,792 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 70,000      |             |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 694,235     |             |
| 法 人 税 等 合 計             |             | 764,235     |
| 当 期 純 利 益               |             | △14,688,027 |

## 販売費及び一般管理費明細書

自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社テクノロジーパートナー

(單位：円)

[illegible]

# 株主資本等変動計算書

自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社テクノロジーパートナー

(単位：円)

| 科 目         | 変 動 事 由      | 金 額         |
|-------------|--------------|-------------|
| 【株 主 資 本】   |              |             |
| 【資 本 金】     | 当期首残高及び当期末残高 | 10,000,000  |
| 【利 益 剰 余 金】 |              |             |
| 利 益 準 備 金   | 当期首残高及び当期末残高 | 2,500,000   |
| (その他利益剰余金)  |              |             |
| 繰越利益剰余金     | 当期首残高        | 97,398,243  |
|             | 当期変動額 当期純利益  | △14,688,027 |
|             | 当期末残高        | 82,710,216  |
| 利益剰余金合計     | 当期首残高        | 99,898,243  |
|             | 当期変動額        | △14,688,027 |
|             | 当期末残高        | 85,210,216  |
| 株 主 資 本 合 計 | 当期首残高        | 109,898,243 |
|             | 当期変動額        | △14,688,027 |
|             | 当期末残高        | 95,210,216  |
| 純 資 産 合 計   | 当期首残高        | 109,898,243 |
|             | 当期変動額        | △14,688,027 |
|             | 当期末残高        | 95,210,216  |

# 個 別 注 記 表

自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社テクノロジーパートナー

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品については、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法。ただし、建物については定額法を採用しています。

#### ②無形固定資産

定額法を採用しています。

### (3) 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

#### 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

855株

### (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

### (3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。